

一般国道2号（第二京阪道路）（京都市区間）高架下等利用計画の変更（案）

1. 計画概要

本件は、一般国道2号（第二京阪道路）高架下等利用計画の京都市区間約1.0kmのうち、一部について利用用途を変更するものである。

2. 変更箇所及び内容

（1）変更箇所

一般国道2号（第二京阪道路）D区間①及び②

（2）変更内容

今回変更する箇所について、現行計画（平成24年6月26日付け独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構策定）策定時の利用用途は利用要望に基づき、D区間①及び②は広場・倉庫と定められていた。

今回、京都市から当該箇所にスポーツ施設及びその利用に係る運営事務所を追加したいとの要望がなされたことから現行計画を変更するものである。

当該変更箇所があるD区間は、都市計画法上工業地域であり、当該施設の運用に問題は生じない。また、道路管理上の支障もないことから、当該変更箇所の利用用途について運動場及び事務所を追加することを決定し、現行計画を変更するものである。

3. 変更後利用計画

（1）高架下等利用部分の選定

利用可能箇所図のとおり

（2）利用用途の変更

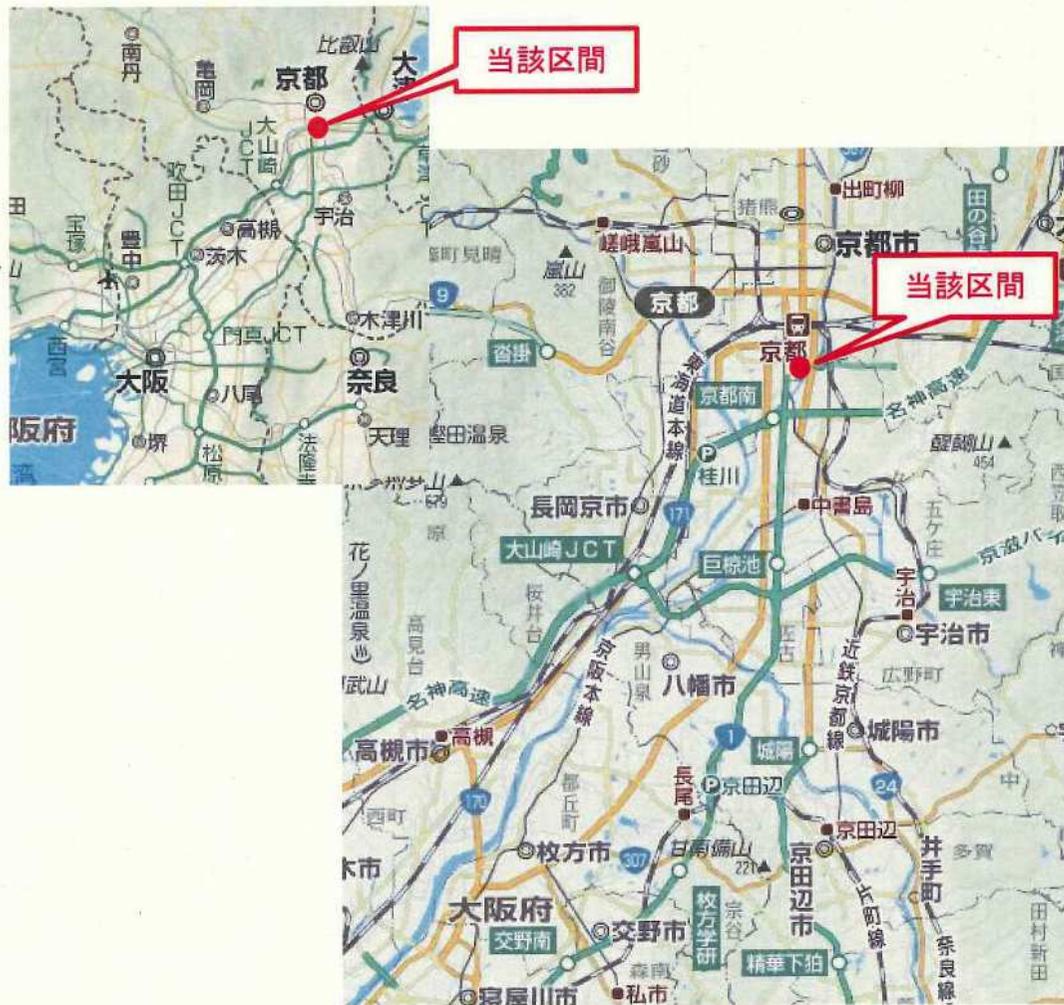
別表のとおり

以 上

一般国道2号（第二京阪道路）（京都市区間）高架下利用計画変更（案）

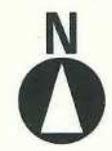
区間名		用途地域等	周辺土地利用状況	前面道路幅員(舗装道路)	最寄駅	最寄駅直線距離	建ぺい率/容積率	利用用途	利用用途設定理由
D	①	工業地域	住宅地 工業地	7.6m 7.7m 7.7m	近鉄京都線 上鳥羽口駅	450m	60%/200%	広場・倉庫・運動場・事務所	<p>本件高架下のうちD区間約260mは、都市計画用途地域が工業地域であることから、当該箇所の土地利用としては、通常、駐車場、倉庫、店舗、事務所、運動場、広場が考えられる。</p> <p>D-①及びD-②周辺の土地利用状況は、住宅地及び工業地であり、京都市より地域の活性化及びスポーツ振興を目的としてスポーツ施設及びその運営に係る事務所等としての利用要望があることに基づき左記のとおり利用用途を定めるものである。</p>
	②	工業地域	住宅地 工業地	7.7m 7.7m 5.8m	近鉄京都線 上鳥羽口駅	360m	60%/200%		

位置図



変更対象区間：うち260m
D-①及びD-②

都市計画図 京都市



1/4,000
0 40 80 120 160m

京都市道高速道路2号線(油小路線)
L=1.0km

じゅうじょう
地下鉄烏丸線 十条駅

国道24号線(竹田街道)

十条通

久世橋通

A区間

B区間

C区間

D区間
E区間

変更対象区間：D-①及びD-②

油小路通

久世橋通

かみとばぐち
近鉄京都線上烏羽口駅

例	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	地区計画区域
	特別用途地区
	高度利用地区
	特定街区
	区界



高架下等利用可能箇所図 (3/3)

N
4
1/2,000

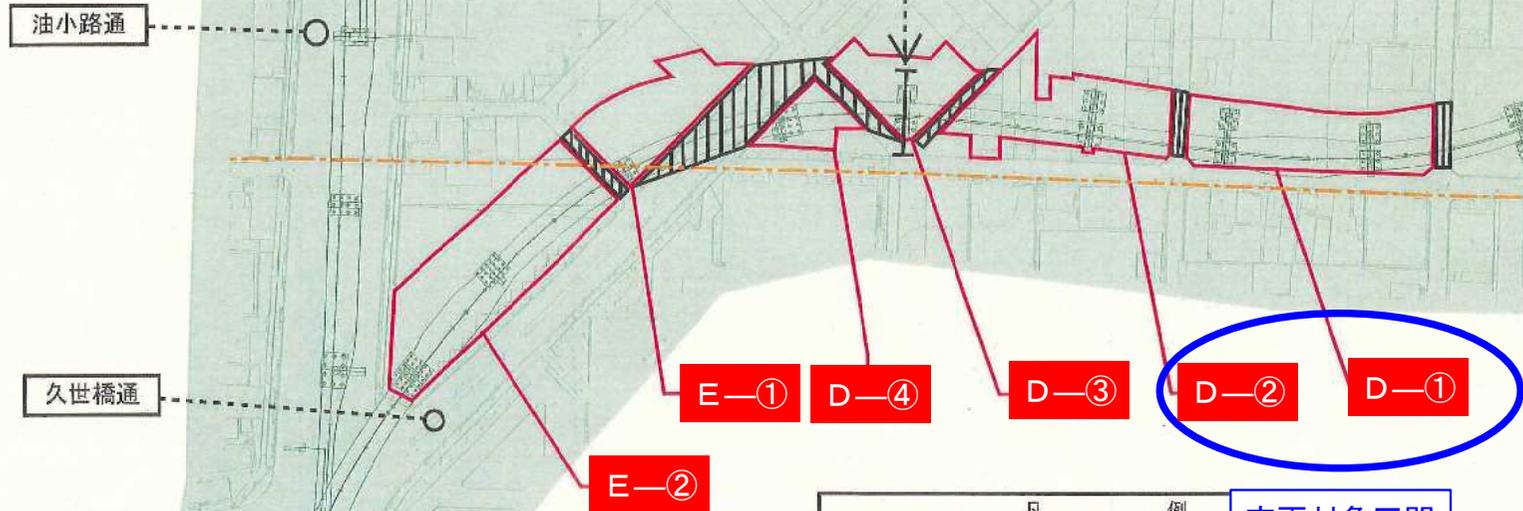
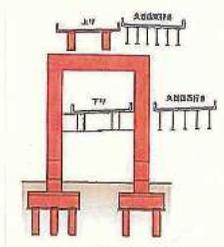
南区

油小路通

久世橋通

かみとぼくち
近鉄京都線上烏羽口駅

伏見区

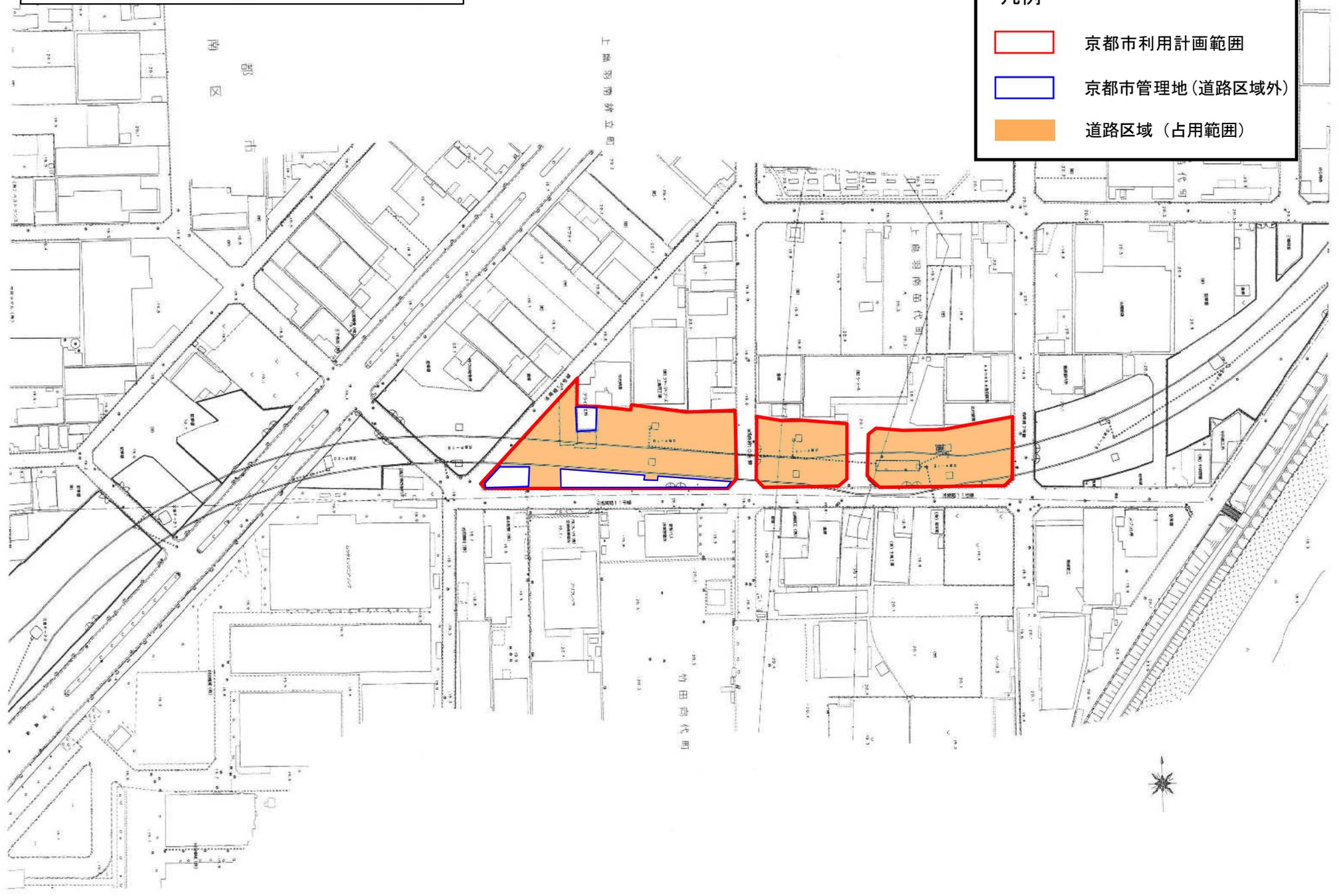


凡 例	
	工業地域
	利用可能箇所
	占用許可を与えることが不可能(路下が道路)
	区 界

変更対象区間



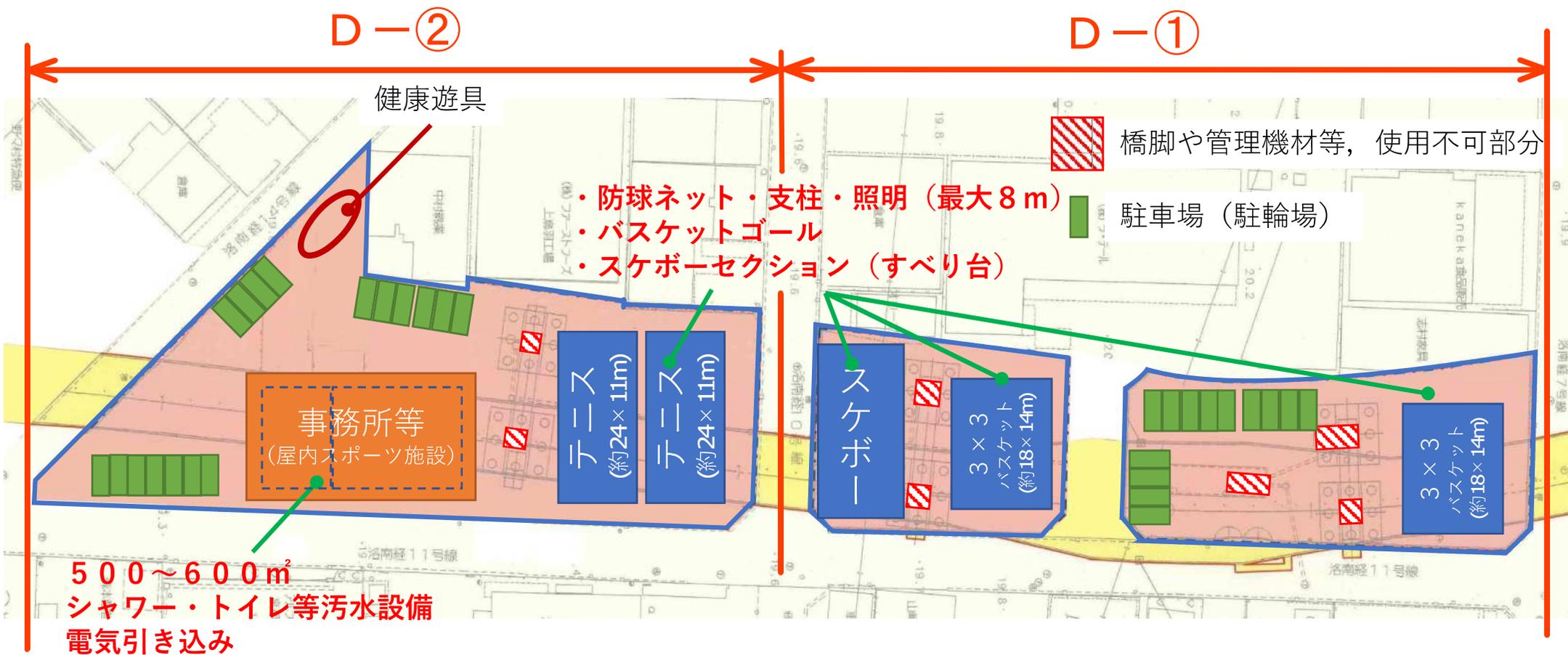
京都市利用計画範囲図



凡例

- 京都市利用計画範囲
- 京都市管理地 (道路区域外)
- 道路区域 (占用範囲)

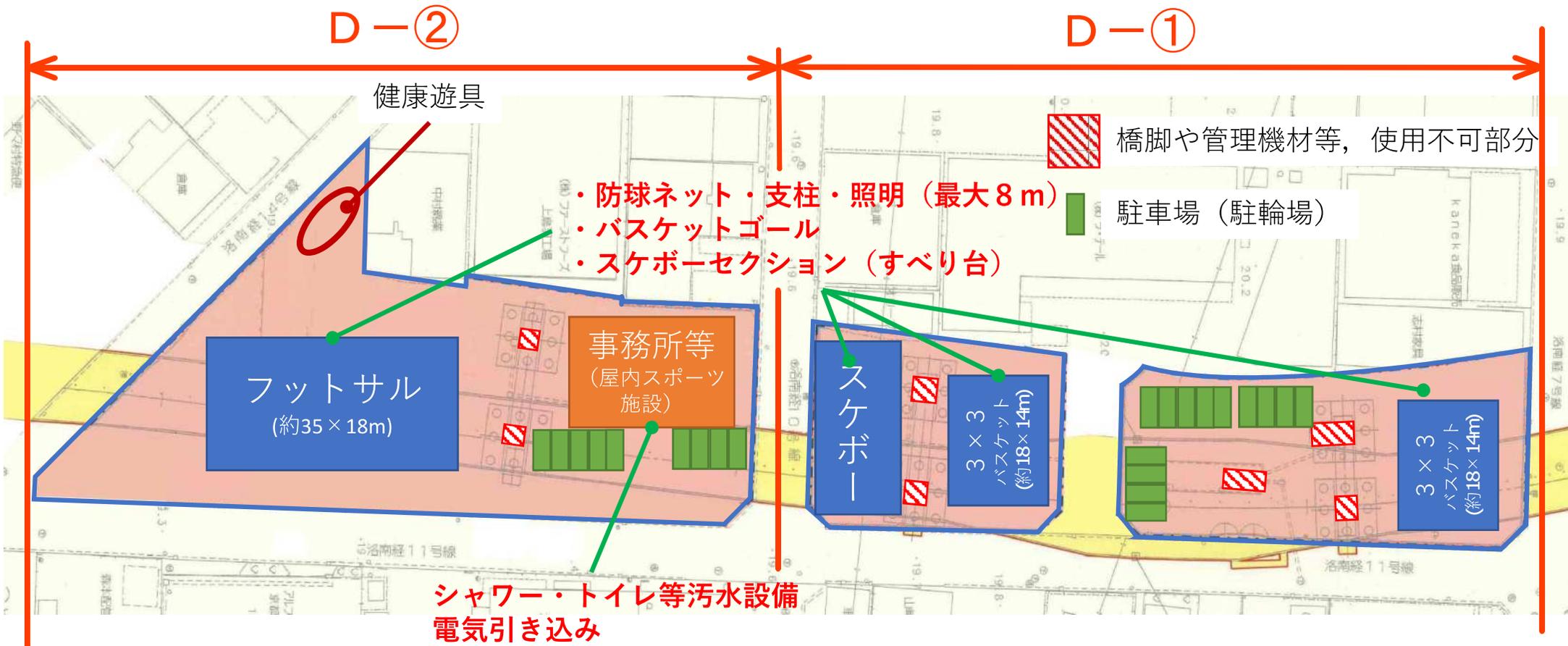
(変更後) 計画平面図 (案①)



高架下利用
イメージ



(変更後) 計画平面図 (案②)



高架下利用
イメージ

